

熊本労働局発表
(局長 金成 真一)
令和7年6月23日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 吉川 祐基
安全専門官 近藤 邦博
(電話) 096-355-3186
kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位



全国安全週間前に熊本労働局長が「安全パトロール」を実施します

～令和7年7月1日から7月7日までは「全国安全週間」です～

厚生労働省では令和7年7月1日（火）から7月7日（月）までの間、今年で98回目となる「全国安全週間」を実施します。

令和7年度のスローガンは

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

（参考）別添の「第98回 全国安全週間」リーフレット参照

その実効性を高めるため、これに先立つ、令和7年6月1日（日）から30日（月）までを「全国安全週間準備月間」とし、両期間を通じて、各事業場に対して、安全大会での経営トップによる安全への所信表明、安全パトロールによる職場の総点検の実施などを求めていくとともに、各災害防止団体との共催による安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

その一環として、熊本労働局長による「安全パトロール」を下記により実施いたします。

記

1. 日 時 令和7年6月27日（金）午後1時30分開始
(午後1時00分より受付)
2. 事業場名 ジャパンマリンユナイテッド株式会社 有明事業所
3. 集合場所 熊本県玉名郡長洲町有明1番地（案内図添付）
4. 参加者 熊本労働局長、玉名労働基準監督署長 他
5. 内容等 別添開催案内のとおり



パトロールでは、熱中症対策として「熱中症対策コンテナ（クールボックス）」の設置や、6月は外国人雇用啓発月間でもあるため、外国人労働者の労働災害を防止するための「体感施設での外国人教育実演」等を確認する予定です。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様へ安全対策の徹底の必要性を認識していただく機会とするため、是非取材にお越しいただき、安全週間の意義等を報道していただきますと幸いです。

【現場案内図】



保安事務所



本館

【開催案内】

1 安全パトロールを実施する事業場

事業場名 ジャパンマリンユナイテッド株式会社 有明事業所
所在地 熊本県玉名郡長洲町有明 1 番地

2 集合場所

ジャパンマリンユナイテッド株式会社 有明事業所 本館 4 階 大会議室

※ 保安事務所にて受付が必要です。受付には多少時間を要しますので早めにお越しください。

3 開始時刻

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 1 時 30 分開始 (午後 1 時 00 分受付)
連絡なく遅れた場合は、入場できないことがありますのでご了承ください。
遅れる場合の連絡先 090-8919-0684 (熊本労働局携帯電話)

4 当日の予定タイムスケジュール

- ☐ 13:00～13:30 **報道関係者 受付等**
【対応者】熊本労働局担当者
- ☐ 13:30～13:35 **熊本労働局長挨拶**
- ☐ 13:35～13:40 **JMU有明事業所長挨拶**
- ☐ 13:40～14:20 **JMU有明事業所事業概要等の説明**
【対応者】JMU有明事業所担当者
- ☐ 14:20～15:20 **現場パトロール**
- ☐ 15:20～15:30 **全体講評及び講評に対する今後の取組**
【講評者】玉名労働基準監督署長
【対応者】JMU有明事業所長
- ☐ 15:30～15:40 **外国人雇用啓発月間について**
【対応者】外国人雇用対策担当官
- ☐ 15:40～16:00 **報道関係者 質疑応答**
【対応者】熊本労働局及びJMU有明事業所担当者

お願い

* 現場対応の必要から、取材の有無を事前に確認したいため、取材（予定）を行っているただける場合は、お手数ですが別紙にて6月25日（水）正午までにご連絡をお願いします。

◎ 注意事項

- ・ パトロールの際は、危険箇所が多く事故防止のため、必ず、労働局職員・JMU担当者の指示に従ってください。（撮影場所等についても協力をお願いします。）
- ・ 入場には保護帽（ヘルメット）が必要ですので、ご用意下さい。
- ・ 取材時の服装は、現場の巡視が可能な靴・服装でお願いします。
- ・ 原則、雨天時もパトロールは実施しますが、雨合羽をご持参ください。災害発生の危険があると見込まれる場合は中止いたします。
なお、中止決定の場合は、速やかに電話にてお知らせいたします。

第
98
回

全国安全週間

期間

令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備
期間

令和7年6月1日(日)~30日(月)

別添

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端、開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）掘削工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

熊本労働局 健康安全課あて

(mail: kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp)

安全パトロール取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

●報道機関名 _____

●入場予定人数

_____ 人

●連絡先担当者氏名・電話番号

(やむを得ない状況、天候等での予定変更の場合等の連絡のため)

氏名 _____

電話番号 (携帯番号) _____